

# 議案第24号関係資料

## 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の構成

第1章 総則（第1条）

第2章 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会（第2条－第3条）

第3章 多賀城市いじめ問題専門委員会（第4条－第11条）

第4章 多賀城市いじめ調査結果検証委員会（第12条－第15条）

第1章 総則

1 趣旨

第2章 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会

2 設置

3 所掌事務

第3章 多賀城市いじめ問題専門委員会

4 設置

5 所掌事務

6 組織

7 任期

8 委員長及び副委員長

9 会議

10 関係者の出席

11 委任

第4章 多賀城市いじめ調査結果検証委員会

12 設置

13 所掌事務

14 組織

15 準用

16 附則

## 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の概要

### 第 1 章 総則

#### 1 趣旨

この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の規定に基づき、市におけるいじめの防止等（法第 1 条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）のために市が設置する組織に関し必要な事項を定めることを趣旨とすること。

### 第 2 章 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会

#### 2 設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第 14 条第 1 項の規定に基づき、市、教育委員会、学校、宮城県中央児童相談所、宮城県塩釜警察署、その他の関係者により構成される多賀城市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置くこと。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第 14 条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

#### 3 所掌事務

連絡協議会は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連

絡及び協議を行うものとする。

### 第3章 多賀城市いじめ問題専門委員会

#### 4 設置

法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として多賀城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置くものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

#### 第14条 略

##### 2 略

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

#### 5 所掌事務

専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申すること。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法によ

り当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 6 組織

(1) 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(2) 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱すること。

## 7 任期

(1) 委員の任期は、2年とすること。ただし、委員が欠けた場合における後任の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

(2) 委員は、再任されることができること。

## 8 委員長及び副委員長

(1) 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定めること。

(2) 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表すること。

(3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理すること。

## 9 会議

(1) 専門委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がそ

の議長となること。ただし、委員長が選出されていないときは、教育委員会教育長が招集すること。

(2) 専門委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができないこと。

## 10 関係者の出席

委員長は、必要があると認めたときは、関係者に対し、出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができること。

## 11 委任

この章に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定めること。

# 第4章 多賀城市いじめ調査結果検証委員会

## 12 設置

法第30条第2項の規定に基づき、市の附属機関として多賀城市いじめ調査結果検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置くものとする。

（公立の学校に係る対処）

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため  
必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、

第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4・5 略

### 1 3 所掌事務

検証委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申すること。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2・3 略

### 1 4 組織

(1) 検証委員会は、委員5人以内をもって組織すること。

(2) 検証委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから、必要の都度、市長が委嘱すること。

(3) 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する所掌事務が完了する日までとすること。

#### 15 準用

8 委員長及び副委員長、9 会議、10 関係者の出席、11 委任までの規定は、14 組織の検証委員会について準用すること。この場合において、8 の規定中「専門委員会」とあるのは「検証委員会」と、9 会議の規定中「専門委員会」とあるのは「検証委員会」と、「教育委員会教育長」とあるのは「市長」と、11 委任の規定中「専門委員会」とあるのは「検証委員会」と読み替えるものとする。

#### 16 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

※  は、いじめ防止対策推進法の一部抜粋です。